

参考資料

令和2年11月25日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

文教常任委員会資料
(附属資料)

(令和2年11月25日付託分)

教育委員会

目 次

I 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する
条例関連の新旧対照表 ----- 1

I 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表

学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）新旧対照表

〈第3条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第18条の3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第19条の2～第29条 (略)</p>	<p>第1条～第18条の3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の110</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第19条の2～第29条 (略)</p>

〈第4条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第18条の3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>第1条～第18条の3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

改 正	現 行
第19条の2～第29条 (略)	第19条の2～第29条 (略)

参考

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例により改正する条例

- (1) 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例
- (2) 学校職員の給与等に関する条例
- (3) 任期付研究員の採用等に関する条例
- (4) 任期付職員の採用等に関する条例